

オリバーグループ給付型奨学金規定

第1条（趣旨）

本奨学金は、相模原市・町田市・八王子市の大学に在籍する学生を対象とし、地域社会への貢献意欲を持つ若者を支援することを目的とする。経済的な理由で学業継続が困難な学生を支援し、地域の未来を担う人材の育成を目指す。

第2条（名称）

本奨学金は、「オリバー奨学金」と称する。

第3条（給付対象者）

本奨学金の給付対象者は、相模原市・町田市・八王子市に所在する大学に在籍する学生（学部不問、国籍不問）とする。

第4条（給付金額・給付期間・給付方法）

1. 給付金額は、年額120,000円（月額10,000円）とする。
2. 給付期間は、2年間（2025年10月～2027年9月）とする。
3. 奨学金は、毎月指定口座へ振込により給付する。

第5条（給付人数）

奨学金の給付人数は、最大3名とする。ただし、選考結果により人数を変更する場合がある。

第6条（応募資格）

本奨学金に応募する者は、以下のすべてに該当する者とする。

1. 相模原市・町田市・八王子市の大学に在籍していること
2. 世帯収入が600万円以下であること
3. 応募時点で在学していること

4. 必要書類を提出できること

第7条（応募手続き・申込方法）

応募希望者は、まず専用フォームに必要情報を入力し、エントリー時に自己紹介ファイル（自分を表す自己PR）および作文を必ず添付して申請すること。

※データでの提出ができない場合は、別途書類で郵送も可。

エントリー後、以下の書類を郵送で提出する（持参不可）。

- ・在学証明書
- ・住民票（世帯全員分）
- ・所得証明書（家計支持者分）
- ・その他、当社が必要と認める書類

第8条（選考方法）

奨学金の給付対象者は、役員会による書類選考により決定する。選考過程・理由は非公開とする。

第9条（選考結果の発表）

選考結果は、申請者本人に通知する。通知時期は9月上旬とする。

第10条（奨学金の給付方法）

奨学金は、原則として、給付対象者本人の銀行口座に振り込む方法により給付する。

第11条（奨学生の義務）

奨学生は、以下の義務を負う。

1. 在学・卒業証明書の提出
2. 就学・生活状況の報告（求められた場合）

第12条（奨学金の停止・取り消し）

給付対象者が以下のいずれかに該当する場合、奨学金の給付を停止または取り消すことができる。

1. 大学を退学、除籍、または休学した場合
2. 品行を損なう行為があった場合
3. 虚偽申請や不正受給があった場合
4. 学業放棄
5. その他、奨学金給付対象者として不適格と認められる事由が発生した場合

第13条（奨学金の返還）

1. 以下の場合、給付対象者は受給した奨学金の全部または一部を返還しなければならない。
 - 虚偽の申請その他不正な手段により奨学金の給付を受けたことが判明した場合
 - 第12条により奨学金の給付が停止または取り消された場合
 - 給付対象者が自主的に学業を中断または放棄した場合
2. 返還額は、状況に応じて当社が決定する。
3. 返還方法は、一括返還を原則とするが、当社が認めた場合は分割返還も可能とする。
4. 返還期限は、当社が指定した日とする。
5. やむを得ない事情がある場合、給付対象者の申請に基づき、当社の判断により返還の免除または猶予を行うことがある。

第14条（提出書類の取扱い）

提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しない。

第15条（その他）

本規定に定めのない事項については、当社が別途定める。

第16条（規定の変更）

本規定は、必要に応じて変更することがある。

第17条（事務局）

本奨学金に関する事務は、オリバーグループ経営企画部が行う。

附則

本規定は、2025年4月1日より施行する。